

愛知県環境審議会会議録

1 日時

2024年11月5日（火）午前11時～正午

2 場所

愛知県庁三の丸庁舎地下1階 B101 会議室

3 出席者

委員 25 名（会場出席 15 名、オンライン出席 10 名）

説明のために出席した環境局職員 11 名

4 審議の概要

（1）開会

委員 30 名中 25 名が出席しており、定足数を満たしていることを確認

（2）あいさつ

環境局長

（3）議事

ア 会長の選出

渡邊委員から榊原秀訓委員の推薦があった。

他に候補者はなく、全会一致で榊原秀訓委員が会長に選出された。

イ 榊原会長あいさつ

ウ 傍聴人について

会長が、傍聴人のないことを報告した。

エ 会議録の署名について

榊原会長が、会議録の署名人として、榊原洋子委員及び田中委員を指名した。

オ 会長代理の指名

榊原会長が大石委員を会長代理に指名した。

カ 愛知県環境審議会運営規程の一部改正について

愛知県環境審議会運営規程が原案のとおり改正された。

【質疑応答・要旨】

(谷川委員)

廃棄物部会について、今回の改正により、循環型社会形成推進基本法や循環型社会形成推進基本計画も廃棄物部会の所掌になるのであれば、部会名も変更してはどうかと考える。

(事務局)

今後の廃棄物部会では、「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」について、検討していただくということで、その意思を強く示すために、「資源循環の推進」を所掌事務に加えた。部会名については、今後、併せて検討していただく次期の愛知県廃棄物処理計画の名称が、まだ「廃棄物」という言葉を使っていることもあり、その点も含めて、廃棄物部会で御意見をいただき、検討していきたいと考えている。

(榊原会長)

今後、更に検討するというので、谷川委員よろしいか。

(谷川委員)

よい。引き続き、検討をお願いします。

(榊原洋子委員)

大気・騒音振動部会について、「2005 年から諮問案件が無く、組織の合理化を図るため廃止する」と事務局から説明があり、従来型の公害に関する案件は、収束してきていることを実感している。一方で、今後、2030 年頃に、今まだアスベストが残っている建物の解体等の問題が非常に大きくあり、社会的には、大気汚染防止法のアスベスト関係の改正が、大変大きいと考える。今後、話題になれば、総合政策部会で検討する機会があると聞き、少し安心したが、アスベストのことで色々関わっている立場としては、今後、大きく取り上げられてくるのではないかと考える。例えば、阪神淡路大震災が発生してからもうすぐ 30 年を経過するが、倒壊した建物の片づけ作業について、廃棄物や災害・防災関係のことでもあるが、今、環境面で既に禁止になっているものの問題としては、大気汚染防止法が一番関係すると思われる。

よって、2005 年からはばらく、大気汚染関係は、比較的、大変良い策が講じて、案件が無かったと考えるが、このあたりは、今後、注視して、少しでも環境施策の中で未然に防いでいただきたい。また、愛知県環境審議会運営規程の中でどのように扱うかということよりも、この問題を忘れていただきたくなく、今後、環境審議会等の場で取り上げていただきたい。

(事務局)

昭和の高度成長期に建てられた建物の解体・改築が、これから増えていくと国では予測されている。それに伴い、令和3年に、大気汚染防止法のアスベスト関係について大改正があり、愛知県は法に基づき、その事務を実際に行っている。具体的には、アスベスト関係の事前調査報告の義務付けが始まり、事務がかなり増えている。

愛知県環境審議会に諮ることは、これまで無かったが、このアスベストの状況については、愛知県としても大変懸念しており、調査・手続きをしっかりと実施しなければならないと考えている。また、総合政策部会でも、報告する機会があればと考えている。

キ 専門部会の構成

榊原会長が各専門部会を構成する委員、専門委員及び特別委員並びに各専門部会の部会長を指名した。

ク 報告

「第5次愛知県環境基本計画の進捗について」、事務局から報告があった。

【質疑応答・要旨】

なし

「第9次水質総量削減計画に係る総量規制基準の一部改正について」、事務局から報告があった。

【質疑応答・要旨】

(原田委員)

海域の水質環境の保全という問題と、水産資源の生産性の両方を成り立たせることは、非常に重要なことであると考えているため、今、実施されていることは、正しい方向であると思う。水質・地盤環境部会において詳しく議論されていると思うが、資料1枚のみでは分からないので、これまでどのような改善が行われてきて、2022年度の窒素及びリンの総量規制基準の緩和により、どのくらい変わったのかが分かるデータを提供していただきたい。あるいは、Web ページに掲載されているのか。

(事務局)

愛知県では、これまで水質のモニタリングを実施しており、過去からの経緯も含めて、データは水質・地盤環境部会で示しており、その開催内容を掲載している愛知県のWeb ページで御覧いただける。

(中川委員)

この海域のCOD達成率が、資料4では45%であり、中々、達成できていないという状況下で、今回、栄養塩を増やすと、当然、有機物等も増えるが、COD達成率を上げることとは矛盾せず、問題はないのか。

(事務局)

今回の総量規制基準の一部改正で緩和したのは、窒素とりんのみである。

CODは緩和しておらず、引き続き、規制基準が適用されている。

なお、CODについても資料5のとおり、2024年度までの削減目標量70トン/日に対して、2022年度の実績値は66トン/日であり、既に、汚濁負荷量の実績値としては達成しているが、環境基準の達成状況で見ると、大体ずっと横ばい状況である。これは、CODの測定方法や、難分解性のCODがある等、未解明な部分があるため、国とともに今検討しており、どうしたらCODの達成率をより向上できるかというようなこと等を、今考えている状況である。

(中川委員)

窒素やりんを増やすと、海の中の有機物が増えるが、海域のCODが解決した問題は、基本的には、河川から流れてくる有機物が主であるため、あまり影響しないと判断しているということか。

(事務局)

確かに、河川から流れてくるCODがほとんどであるが、海の中での内部生産等、例えば、ヘドロのようなものが海底から溶出してくる等、色々な状況が海の中で行われていると考えているため、そのあたりは、これから検討していきたいと考えている。

(中川委員)

資料4において、第5次愛知県環境基本計画の進捗状況の計画策定時と現状について、窒素とりんの達成率が、計画策定時では窒素83%、りん100%、現状では窒素100%、りん83%となっているが、実際に逆転しているということでしょうか。

(事務局)

この資料に間違いはない。

計画策定時は、全窒素の達成率が83%で、りんの達成率が100%であったが、現状は逆であり、全窒素の達成率が100%、りんの達成率が83%となっており、年度ごとに多少変動がある。よって、2023年度は、全窒素が100%、りんが83%という達成状況である。

ケ その他

(榊原会長)

最近、愛知県も含めた全国的な関心事のひとつにPFASがあるが、愛知県ではどのような取組をしているか等について、説明していただきたい。

(事務局)

2024年7月29日に開催した第2回水質・地盤環境部会においても、そのような話があり、少し説明した部分もあるが、改めて委員の皆様方に、PFASに対する愛知県の取組について、説明させていただく。

まず、PFASは、有機フッ素化合物の総称である。1万種以上の物質があり、代表的な物質であるPFOS及びPFOAについては、消火薬剤や半導体の洗浄剤等、幅広い用途で使用されてきたものである。このPFOS及びPFOAについては、水質汚濁に係る環境基準の体系では、人の健康の保護に関連する物質であるが、公共用水域等における検出状況等から見て、直ちに環境基準とはせず、引き続き、知見の集積に努めるべきもの、所謂、要監視項目に位置づけられている。これにより、暫定の指針値として、PFOS及びPFOAの合計で50ng/Lという指針値が定められている、というのが現状である。

愛知県では、水質汚濁防止法に基づき、水質・地盤環境部会での検討を経て、毎年度策定している公共用水域及び地下水の水質測定計画に、このPFOS及びPFOAの測定を2021年度から位置づけ、政令市・国とともに、県内での存在状況を把握している。

昨年度に、この暫定指針値を超過したのは、河川が1地点で54ng/L、地下水が1地点で130ng/Lであった。今年度は、公共用水域については県内の61地点、このうち県では29地点、地下水については県内の37地点、このうち県では21地点で調査を行っている。

県内では、この水質測定計画に基づく調査の他に、水道事業者による水質検査等でも、暫定指針値の超過が確認されており、その対応にあたっては、水質・地盤環境部会において御意見を伺いながら、超過地点の継続の監視、あるいは、追加調査を行っている。

また、昨年度は、県の環境調査センターにPFOSを測定できる質量分析計を整備し、体制を強化したところである。

(榊原洋子委員)

今回、PFOS・PFOAの話が出てきたように、今後、重点的に早急に、関わ

っていかなければいけないような課題については、愛知県環境基本計画に盛り込むことはあるのか。それとも、2030年まで変わらないと考えた方がよいか。

やはり、計画に書かれていなければ、もしかしたら、県民の立場からは、愛知県はそれを実施してないのかと、少し残念に思うかもしれない。関心事が県の政策の中に早く反映されているということが、大変重要であるとする。

(事務局)

計画期間を2030年度までとしており、今のところ改定する予定はないが、社会情勢が変わり、やはり愛知県環境基本計画を変えなければならない、目標を追加しなければならない、という状況になれば、その都度、また御審議いただくということになるかと思う。

(4) 閉会

以上

愛知県環境審議会委員 榊原 洋子

愛知県環境審議会委員 田中 礼士